

## 丹波ブランド農商工連携ネットワーク会則

### (名称)

1 このネットワークは、「丹波ブランド農商工連携ネットワーク」と称する。

### (目的)

2 丹波ブランド農商工連携ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）は、「丹波ブランド農産物等」（黒大豆、小豆、山の芋、栗等の農産物、畜産物及びこれらの加工品）の生産者と小売業者をはじめ、食品製造業、観光等多様な分野の業種の方が交流・連携し、丹波ブランド農産物等を活用した新たな商品やサービスの開発等の創造的活動を支援することを目的とする。

### (設置者)

3 本ネットワークは、丹波県民局（丹波市柏原町柏原 688）が設置する。

### (事業)

4 本ネットワークは、目的達成のために次の事業を行うものとする。

- (1) 丹波ブランド農産物等の情報発信
- (2) 会員相互の情報交換・交流・連携を促進するための交流会や勉強会等の開催
- (3) 会員へのイベントや商談会等の情報提供
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業に関するここと

### (サービス内容)

5 会員は次に掲げるサービスを受けることができる。

- (1) Facebook での農商工連携に関する情報発信・受信・共有
- (2) 本ネットワークが提供する情報の受信
- (3) 本ネットワークが開催する交流会や勉強会への参加

### (会員)

6 次に掲げる個人及び法人、団体等で、本ネットワークの目的に賛同する者は会員となることができる。

- (1) 丹波地域（丹波篠山市・丹波市）の農業者、加工業者、今後農業に参入したいと考える企業等で、都市部への販路拡大に力を注ぎたい者
- (2) 丹波地域内外の小売業、食品関連業、観光業、工業、医療・福祉等様々な業種で、丹波ブランド農産物等を活用して、都市部での販売に取り組みたい者

### (入会)

7 本ネットワークの会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、手続きを行うことにより会員となる。

### (退会)

8 会員は、事務局への退会申し出により、退会することができる。なお、除名又は本ネットワークの解散の場合は退会となる。

(除名)

9 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、本ネットワークは、これを除名することができる。

(1) 本ネットワークの事業を妨げる行為をしたとき

(2) 法令または法令に基づいてする行政手続の処分に違反し、その他故意または重大な過失により本ネットワークの信用を失わせるような行為をしたとき

(会員情報変更の届出)

10 会員が登録した氏名、住所、メールアドレスなどの情報に何らかの変更がある場合は、変更を事務局に届け出るものとする。

(会員に対する通知)

11 本ネットワークの会員に対して行う通知は、原則として Facebook、ホームページにより行う。

(会費)

12 本ネットワークの会費は無料とする。

(事務局)

13 兵庫県丹波県民局丹波農林振興事務所（丹波市柏原町柏原 688）に事務局を置く。なおネットワークの運営は、事務局の委託により別の事業者が行う。

(個人情報)

14 本ネットワークは、会員を特定することができる情報を各種の通知、会員管理、会員サービス内容の告知、その他会員サービスの提供に関連する目的の達成に必要な範囲を越えて利用しない。

(その他)

15 その他必要な事項については丹波県民局長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この会則は、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

令和元年 5 月 29 日 改正